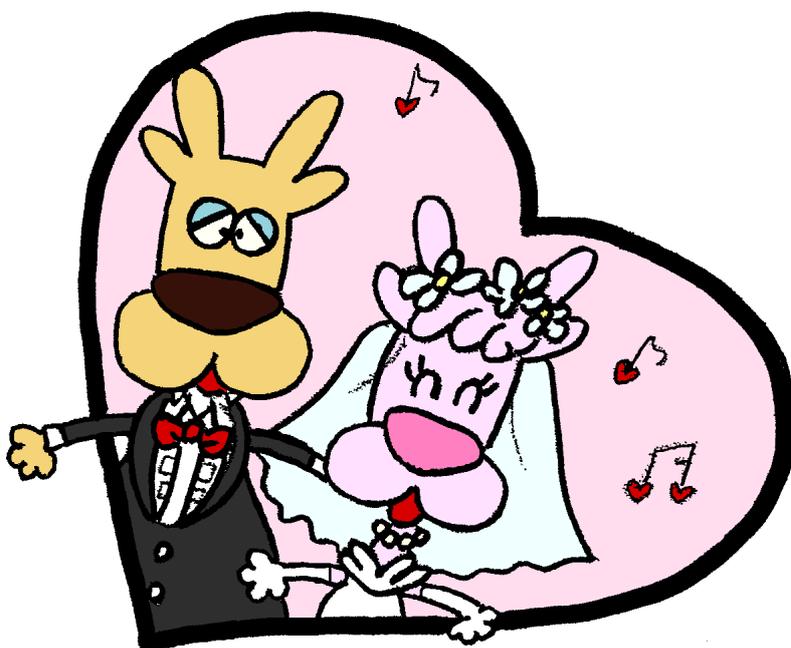


結婚相談案内



袖ヶ浦市結婚相談室
袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL 0438-62-2111
(内線546)

相談所のご案内

袖ヶ浦市結婚相談所では、生涯の伴侶となる人を求めている方々の幸せな結婚のため、結婚相談員が結婚相手の紹介や様々な相談に応じます。

◎結婚相談所をご利用いただく場合は事前の登録が必要です。

(1) 相談日及び場所

毎週火曜日（午前10時～12時・午後1時～4時）

場所：袖ヶ浦市役所 北庁舎1階結婚相談室

※ 休日相談（年6回、土曜日または日曜日）

市役所 4月 10月

平川行政センター 6月 12月

長浦行政センター 8月 2月

→ 詳しい日程は『広報そでがうら』をご覧ください。

(2) 相談内容

結婚相談員が登録者の意向をお聞きし、希望の条件に合うお相手を紹介します。

(3) 費用

相談は無料です。

ただし、お見合いの際のお茶代等は、双方の負担となります。

(4) 登録資格

男女18歳以上の未婚の方で袖ヶ浦市在住もしくは在勤の方

(5) 登録方法

登録を希望する方は、次の書類をご提出ください。

- ① 袖ヶ浦市結婚相談申込書（本人自筆）
- ② 独身証明書（本籍地で3ヶ月以内に取得したもの）1通
- ③ 履歴書（本人自筆）1通
- ④ 写真（最近のもので全身・上半身 L版）2枚

外国籍の方 は、次の書類をご提出ください

- ・独身証明書に代わる婚姻要件具備証明書 1通
- ・婚姻要件具備証明書の訳文 1通
- ・住民票の写し 1通

注意事項

- (1) 当事者本人に、相談員より直接お話を伺いますので、相談所への来室をお願いいたします。
- (2) 申込内容に変更があった時はすみやかに変更の届出をお願いします。
- (3) 登録の有効期間は、申込日から3年間です。
- (4) 結婚が成立した場合、また退会の申出があった場合は、関係書類を返却いたします。ただし、有効期限を経過した方には、継続登録の意思を確認し、再登録も可能です。
- (5) 交際については当事者相互の責任とし、また身元調査を必要とする場合は、各自において行ってください。
- (6) 次の場合は登録を取り消します。
 - ① 申込書、その他書類に不実または虚偽の記載があったとき。
 - ② 風紀を乱す行為があったとき。
 - ③ その他結婚相談に不適正な行為があると認められたとき。
- (7) 登録いただいた情報は、市内の登録者に限らず、市原市・木更津市・君津市・富津市とも情報交換しております。

同意及び誓約について

- (1) 提出した書類の記載事項は、事実に相違ありません。
- (2) 結婚相談業務において、特定の第三者（結婚希望者）が写真を閲覧することに同意します。
- (3) 結婚相談の過程で知り得た個人のプライバシーに関することは、第三者に漏らすことはしません。
- (4) 紹介を受けた相手（結婚希望者）に対して、迷惑をかけるような行為はしません。
- (5) 結婚相談または紹介の結果発生した事柄については、自らの責任において対処します。
- (6) 登録の有効期間（3年）を経過し、引き続き結婚相談を希望する場合は、改めて登録の手続きを行います。なお、旧の関係書類については、自ら引き取らない場合は、市の責任において処分することに同意します。